

# 改正農業委員会法に取り組む出発に向けて

焼津市農業委員会 会長 石原 諭

日頃、農業委員会活動及び農政活動にご理解・ご協力をいただき有難うございます。

平成 28 年 4 月 1 日に改正農業委員会法が施行され、平成 29 年度末までに全国で 90%弱の市町村が新制度体制へと移行しています。

焼津市は平成 30 年 3 月 22 日に、焼津市長から 19 名の農業委員が任命されました。そして、新法に基づく「農地利用最適化推進委員」は、農業委員会の議決により 11 名の委員を委嘱させていただきました。

従いまして、農業委員と推進委員は一体となって目的達成に積極的に行動していくことが求められているのではないのでしょうか。

本市においての課題の一つとして遊休農地対策があります。解消には農地パトロールに伴う対象者の意向調査を基にした家庭訪問により、「農地の大切さ」を話し合うことが大切だと思います。自作困難の場合は、昨年発足した「農業支援センター」で農地の貸借等を話し合う事も解決の方向へと進んでいくのではないのでしょうか。一例として、和田地区で集団農地の貸与により「い草」の栽培がスタートし、今後が期待されております。

また、農業振興の一つとして、地産地消の精神から小中学校の給食に地元のお米「こしひかり」が導入されましたように、地元の野菜などの利用も大切ではないかと思えます。

新農業委員会は皆様とともに動く委員会を目標としてまいります。農地利用の最適化をより良く果たせるようにするため、農業委員会への率直なご意見等をお聞かせ願いますとともに、ご協力をいただきたく重ねてお願いいたします。

